

道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」
指定管理関係条例集

令和 8 年 9 月

奈良県 宇陀市

○宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成18年1月1日条例第7号

改正

平成23年12月26日条例第22号

令和5年9月25日条例第14号

宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 申請受付期間
- (4) 使用料に関する事項
- (5) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (6) 申請の資格
- (7) 選定の基準
- (8) その他市長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書

(3) 当該団体の経営状況を説明する書類

(4) その他市長等が別に定める書類

- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の指定管理者としてふさわしくない団体として規則で定める事由に該当する団体は、前項に規定する申請をすることができない。

（選定方法等）

第4条 市長等は、前条に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(5) その他市長等が別に定める事項

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

(1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき設置された公の施設の管理を同法により定義される選定事業者に行わせようとするとき（他の法令の規定に基づくこれに準じた方法により選定した事業者に行わせようとするときを含む。）。

(2) 前号の規定により選定した事業者に管理を行わせる公の施設に併設する施設を当該事業者に管理を行わせることで一体的な施設の活用が図られると期待できるとき。

(3) 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的

に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるとき。

(4) 市の施策推進の観点から施設の適正な管理を確保するため、合理的な理由があるとき。

2 前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、市長等は、あらかじめ第3条各号の事項について当該団体と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、第4条又は前条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 使用料に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 双方のリスク負担に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (9) その他市長等が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管

理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長等は、指定管理者が前条の規定に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数及び理由
- (3) 使用料の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長等が別に定める事項

(個人情報の取扱い)

第11条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第7条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的

に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(選定委員会の設置)

第12条 指定管理者の選定を行うため、宇陀市公の施設に係る指定管理者選定委員会を置く。ただし、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行う場合においては、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の菟田野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年菟田野町条例第19号）、榛原町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年榛原町条例第1号）又は室生村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年室生村条例第15号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日において、合併前の条例の規定により合併前の菟田野町の公の施設の管理を行うものとして指定されていた法人その他の団体は、施行日からその指定の期間の末日までの間、この条例第6条の議会の議決を経て指定された指定管理者とみなす。

附 則（平成23年条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第1条から第39条までのそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る申請又は許可について適用し、同日前に係る申請又は許可については、それぞれなお従前の例による。

附 則（令和5年9月25日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に選定する指定管理者候補者について適用し、同日前の指定管理者候補者の選定については、なお従前の例による。

○宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年1月1日規則第7号

改正

平成20年11月27日規則第33号

平成24年3月5日規則第4号

令和元年12月11日規則第26号

宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年宇陀市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会は、条例第2条に規定する指定管理者の募集を行うに当たっては、宇陀市公告式条例（平成18年宇陀市条例第3号）別表に規定する掲示場への掲示並びに広報うだ及び市ホームページへの掲載その他適当な方法により公募するものとする。

(申請等)

第3条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申請は、宇陀市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 前項に定める書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (2) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- (3) 事業計画書
- (4) 収支計画書
- (5) 納税証明書（消費税及び地方消費税について未納額がないことの証明）
- (6) 身元証明書（法人は代表取締役。法人以外の団体にあつては、その代表者）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 条例第3条第2項に規定する規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員がその事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

(2) 暴力団、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する法人その他の団体若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、又は暴力団等に資金等を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人その他の団体であるとき。

(3) 暴力団等に暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等（以下「暴力的不法行為等」という。）を行わせた法人その他の団体であるとき。

(4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する法人その他の団体であるとき。

(5) 代表者、役員、支店長、営業所長その他の相当の地位にある者又はその事業活動を支配している者（以下「代表者等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある法人その他の団体であるとき（当該法人その他の団体の代表者等が他の法人その他の団体の代表者等を兼ねる場合において、当該他の法人その他の団体の他の代表者等のうちに次のいずれかに該当するものがあるときを含む。）。

ア 暴力団員等である者

イ 暴力団等の利益となる活動を行う者

ウ 暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を持つ者

エ 暴力団等に暴力的不法行為等を行わせた者

オ 暴力的不法行為等に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

カ 暴力的不法行為等に関し逮捕され、又は勾留された日から5年を経過しない

者（オに該当しない者で、その者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったものであって、その者が代表者等である法人その他の団体では指定管理者による公の施設の適正な管理を確保する上で重大な支障を生ずると認めるものに限る。）

（６） 代表者等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である法人その他の団体であるとき。

（７） その法人その他の団体又はその代表者等が法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税又は固定資産税を滞納している法人その他の団体であるとき。

（８） 条例第９条第１項又は同条第２項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない法人その他の団体であるとき。

（選定委員会の組織）

第４条 条例第12条の宇陀市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、委員長及び委員をもって組織する。

２ 委員長及び委員は、市長がその都度委嘱又は任命する。

（委員長の職務）

第５条 委員長は、選定委員会の会務を総理する。

２ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

（選定委員会の会議）

第６条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２ 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

３ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４ 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、説明を求めることができる。

5 選定委員会の庶務は、指定管理者の指定に係る公の施設を所管する部局等において処理する。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

(審議内容の報告)

第7条 委員長は、選定委員会において審議した内容を市長等に対して報告しなければならない。

(指定管理者の指定通知)

第8条 条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、宇陀市公の施設に係る指定管理者指定通知書（様式第2号）により、指定をしなかったときは、宇陀市公の施設に係る指定管理者不指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 条例第6条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者指定の日

(2) 管理を行わせる公の施設の名称

(3) 指定を受けた法人その他の団体の名称及び事務所の所在地

(4) 指定の期間

(5) 管理業務の内容

(指定の取消し)

第9条 市長等は、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じるときは、当該指定管理者に対して宇陀市指定管理者指定取消（停止）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 条例第9条第2項に規定する指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 処分を行った日

- (2) 処分を受けた法人その他の団体が管理を行っていた公の施設の名称
- (3) 処分を受けた法人その他の団体の名称及び事務所の所在地
- (その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第33号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

○道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」条例

平成18年1月1日

条例第168号

改正 平成18年6月28日条例第231号

平成19年6月18日条例第32号

平成22年12月8日条例第39号

平成23年12月26日条例第22号

令和元年9月27日条例第9号

(設置)

第1条 広域的な情報サービスの提供及び市内の優れた歴史文化遺産、観光資源等の有効活用を図り、地域の活性化に資することを目的として、広域観光拠点施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広域観光拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」

(2) 位置 宇陀市大宇陀拾生714番地の1外

(利用の許可)

第3条 施設(附属設備を含む。以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(利用許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 公序良俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設等を毀損するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

(利用者の責務)

第5条 第3条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用期間中、その利用に係る施設等を、細心の注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、施設等の維持管理のため、市長の指示に従わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、利用許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第7条 利用者は、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこれに基づく利用の条件に違反したとき。
 - (2) 利用者が、偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
 - (3) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (4) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。
- (使用料)

第9条 利用者は、利用の許可を受けたときに、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(免責)

第10条 この条例に基づく処分により利用者に生じた損害については、市長は一切その責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第11条 利用により施設等を破損し、又は滅失したときは、不可抗力と認める場合のほか、利用者においてこれを原形に復し、又はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(管理)

第12条 道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」（以下「道の駅」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により、道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、道の駅の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により道の駅の管理を行わせる場合は、第3条から第5条まで及び第7条から第10条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の利用許可に関する業務
- (2) 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定手続等)

第14条 指定管理者の指定手続等については、宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年宇陀市条例第7号）によるものとする。

(利用料金の収受)

第15条 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、施設等の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 施設等を使用する者は、前項に定める利用料金を前納しなければならない。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(指定管理者の原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大宇陀町阿騎野宿の設置及び管理に関する条例（平成9年大宇陀町条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年条例第231号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為で、同日以後の使用に係るものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた許可等の処分その他の行為とみなす。

附 則（平成19年条例第32号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成22年条例第39号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第1条から第39条までのそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る申請又は許可について適用し、同日前に係る申請又は許可については、それぞれなお従前の例による。

附 則 (令和元年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例第1条の規定による改正後の宇陀市有料駐車場条例第3条の規定、第2条の規定による改正後の宇陀市通勤等対策駐車場条例第9条の規定、第3条の規定による改正後の宇陀市高萩台自転車等駐車場条例別表の規定、第4条の規定による改正後の宇陀市公民館条例別表第3の規定、第5条の規定による改正後の宇陀市文化会館条例別表の規定、第7条の規定による改正後の宇陀市生涯学習施設条例別表第2の規定、第8条の規定による改正後の宇陀市文化芸術活動体験交流施設条例別表の規定、第9条の規定による改正後の宇陀市室生地域文化伝習展示施設条例別表の規定、第10条の規定による改正後の宇陀市中心の森「多世代交流プラザ」条例別表の規定、第11条の規定による改正後の宇陀市室生福祉保健交流センターぬく森の郷条例別表の規定、第12条の規定による改正後の宇陀市榛原総合センター条例別表の規定、第13条の規定による改正後の宇陀市室生高齢者等ふれあい館設置及び管理に関する条例別表の規定、第14条の規定による改正後の宇陀市農村環境改善センター「農林会館」条例別表の規定、第15条の規定による改正後の宇陀市菟田野農村環境改善センター「農林センター」条例別表の規定、第16条の規定による改正後の宇陀市基幹集落センター条例別表の規定、第17条の規定による改正後の宇陀市室生屋内山村広場条例別表の規定、第18条の規定による改正後の宇陀市菟田野産業振興センター条例別表の規定、第20条の規定による改正後の道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」条例別表の規定、第21条の規定による改正後の宇陀市室生オートキャンプ場条例別表の規定、第22条の規定による改正後の宇陀市室生山上公園芸術の森条例別表の規定及び第23条の規定による改正後の宇陀市松山地区まちなみギャラリー条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後になされた利用の許可に係る使用料について適用し、同日前になされた利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第9条関係)

利用時間 区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時30 分まで	午後5時 から午後 8時まで	午前9時 から午後 4時30 分まで	午後1時 から午後 8時まで	午前9時 から午後 8時まで	1時間増 すごとに
研修室	1,570 円	1,570 円	2,090 円	3,140 円	3,660 円	5,230 円	520円

会議室兼研修 室	2,090 円	2,090 円	2,610 円	4,190 円	4,710 円	6,800 円	520円
-------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------

備考

- 1 宇陀市に住所を有しない者（桜井宇陀広域連合域に住所を有する者を除く。）
が利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 2 商品の展示販売又は営業の宣伝のために利用する場合は、この表に定める額
の5倍に相当する額とする。

○道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」条例施行規則

平成18年1月1日

規則第129号

改正 平成24年3月30日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」条例（平成18年宇陀市条例第168号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」（以下「施設」という。）の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第3条 施設の開館時間は、原則として毎年4月1日から10月31日までについては午前9時から午後8時までとし、毎年11月1日から翌年3月31日までについては午前9時から午後7時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 開館時間は、本来の目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

(利用許可の申請)

第4条 施設を利用しようとする者は、道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」利用許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）に利用施設、備品等を記入の上、市長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書の受付は、施設及び設備を利用する場合は、利用日の前1月に当たる日の属する月の初日から利用日の前日までの期間において行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可書の交付等)

第5条 市長は、前条の許可申請書の提出があった場合において、相当と認めたときは、道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」利用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

2 施設の利用許可を受けたものが、その利用を取り消そうとするときは、道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」利用取消申請書（様式第3号）に許可書を添えて市長に届け出なければならない。条例第9条の規定により、利用を取り消されたときも、同様とする。

3 利用者は、許可された利用内容の変更をしようとするときは、道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」利用内容変更許可申請書（様式第4号）に許可書を添えて、市長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 前項の申請書の提出があったときは、これを審査し相当と認めたときは、道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」利用内容変更許可書（様式第5号）を交付する。この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

(利用期間)

第6条 利用期間は、利用を開始する日から引き続き、3日間を超えることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用時間の超過)

第7条 利用時間の超過は、施設の運営に支障のない場合に限り許可する。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(使用料の減額又は免除)

第8条 条例第10条第2項の規定の適用については、次のとおりとする。

(1) 市及びその他の執行機関が利用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 前項第2号の規定の適用を受けようとするときは、道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」使用料減額・免除申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第10条第3項ただし書の規定による使用料の還付ができる場合については、次のとおりとする。

(1) 利用者の責めによらない事由により、利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(利用者等の遵守事項)

第10条 利用者及び入館者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 収容人員が利用施設の定員を超えないこと。

(2) 許可を得ないで、附属設備等を使用しないこと。

(3) 許可を得ないで、物品を販売し、又は金品の寄附、募集行為をしないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5) 許可を得ないで、張り紙又はピンやくぎの類を打たないこと。

(6) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。

(7) 公共の保安、衛生又は風紀上不適当な行為をしないこと。

(8) 騒音、放火又は暴力等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(9) 係員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第11条 係員が施設の管理上必要がある場合において、入室を要求したときは、利用者はこれを拒むことができない。

(利用後の届出及び点検)

第12条 利用者は、利用が終了したときは、直ちに係員に届け出て、点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第13条 利用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに係

員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大字陀町阿騎野宿の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年大字陀町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年規則第28号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

道の駅「宇陀路大字陀阿騎野宿」利用許可申請書

年 月 日

宇陀市長 様

利用団体名
住 所
責任者氏名
連絡先 TEL



次のとおり利用したいので、許可くださよう申請します。

利用月日	年 月 日 (曜日)	利用時間	午前・午後・夜間・全日 時 分 ～ 時 分		
利用目的		利用人員	人		
利用内容の概要					
利用室	利用する 室に○印	使用料 円	利用室	利用する 室に○印	使用料 円
研修室			会議室兼 研修室		

申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。

- ☐ 自己又は、自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。
- 1

事業から暴力団を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。
- 2

この申請書に記載された内容は、宇陀警察署に照会する場合がありますが、この申請書に記載された個人情報を、この事務の目的及びこの事務から暴力団を排除する目的以外には使用しません。

様式第2号(第5条関係)

道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」利用許可書

第 号
年 月 日

様

宇陀市長 

年 月 日付けをもって申請のあった道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」の利用については、次のとおり許可します。

利用月日	年 月 日 (曜日)	利用時間	午前・午後・夜間・全日 時 分 ～ 時 分
利用目的		利用人員	人
利用室		使用料	
許可条件	(1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。 (2) 許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させないこと。 (3) 利用を終了したときは、直ちに原状に復し、係員の指示を受けること。 (4) 利用の準備及び利用後の掃除・整理整頓は、利用許可時間内に行うこと。		
備考			

様式第3号(第5条関係)

道の駅「宇陀路大字陀阿騎野宿」利用取消申請書

年 月 日

宇陀市長 様

利用団体名

住 所

責任者氏名



連絡先 TEL

年 月 日付けで許可のあった施設の利用を取り消したいので、申請します。

利 用 室	
取消理由	
※ 判 断	
※ 使用料の 還付金額	
備 考	

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第4号(第5条関係)

道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」利用内容変更許可申請書

年 月 日

宇陀市長 様

利用団体名
住 所
責任者氏名 印
連絡先 TEL

利用年月日 年 月 日(曜日)
次のとおり利用内容変更許可の申請をします。

	許 可 済 の 内 容	変 更 の 内 容
行 事 名 称		
行 事 内 容		
利 用 時 間	午 前 時 分～午 前 時 分 後 後	午 前 時 分～午 前 時 分 後 後
附 属 設 備 等		
変 更 理 由		
備 考		

※ 太枠のところのみ記入してください。

使用料		既 納 使用料 (円)	変更後の 使用料 (円)	過不足額 (円)	合計過不足額 (円)	不 足 額 納 付 日
精算額	施 設					

様式第5号(第5条関係)

道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」利用内容変更許可書

様

次のとおり利用内容変更を許可します。

年 月 日

宇陀市長 

利用年月日 年 月 日(曜日)

	許 可 済 の 内 容	変 更 の 内 容
行 事 名 称		
行 事 内 容		
利 用 時 間	午 前 時 分～午 前 時 分 後 後	午 前 時 分～午 前 時 分 後 後
附 属 設 備 等		
変 更 理 由		
備 考		

使用料 精算額		既 納 使 用 料 (円)	変 更 後 の 使 用 料 (円)	過 不 足 額 (円)	合 計 過 不 足 額 (円)	不 足 額 納 付 日
	施 設					

様式第6号(第8条関係)

道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」使用料減額・免除申請書

年 月 日

宇陀市長 様

利用団体名
住 所
責任者氏名 印
連絡先 TEL

道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」条例施行規則第8条の規定により、次のとおり使用料の減免を申請します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 曜日 時 分から 時 分まで
利 用 室	
利 用 人 員	人
使 用 料	円
減免を受けようとする理由	

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)